

京都市みどり管理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第160号

京都市みどり管理事務所規則の一部を改正する規則

京都市みどり管理事務所規則の一部を次のように改正する。

「指導係長      「維持監理第一係長

第2条第1項中 業務係長 を 維持監理第二係長 に改める。

維持係長」      技術係長      」

別表北部みどり管理事務所の項中「左京区」の右に「中京区」を加え、同表南部みどり管理事務所の項中「中京区」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)